

事務連絡
平成23年3月30日

都道府県
保健所設置市
特別区

薬務所管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の
流出事故等に係る対応について

この度の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、事業者が保管等を行っている毒物又は劇物が事業所外へ流出するなどの事態が発生しています。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）において、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「事業者」という。）は、その取扱いに係る毒物又は劇物等が流出等し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされているところです（同法第16条の2第1項並びに同項を準用する第22条第4項及び第5項）。

については、津波被害のあった自治体によっては、保健衛生上の危害を防止する観点から下記の点にご留意いただき、適切な対応をお願いします。

記

1. 周辺住民等が流出している毒物又は劇物を発見した場合は、当該毒物又は劇物に触れないようにし、速やかに保健所に届け出るよう周知に努めること。
2. 毒物又は劇物が流出している事態等が判明した場合は、当該毒物又は劇物を所有する事業者に戻させる等、速やかな措置を講ずること。

3. 管内の事業者に対して、業務体制が保持されているかの確認及び当該事業者が保管等を行っている毒物又は劇物の在庫状況等に係る調査等を行うことにより、流出等の事故発生状況の把握に努め、得られた情報については、流出した毒物又は劇物の処理が適切に行われるよう、必要に応じて警察、消防機関等に提供すること。
4. 毒物又は劇物等が流出等し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある事態が発生した場合は速やかに厚生労働省に報告すること。
また、3.における調査結果等については、業務体制の保持の確認は4月7日（木）まで、毒物又は劇物の在庫状況等は4月21日（木）までに当室あてに報告すること。